masudafunai

笹本 ナンシー

プリンシパル, シカゴ

nsasamoto@masudafunai.com
312.245.7500

シカゴ
203 N. LaSalle Street
Suite 1700
Chicago, IL 60601



笹本弁護士は、雇用／労働法／福利厚生部門の主席を務める。雇用法のあらゆる側面から経営陣にアドバイスをすると共に、複雑な商事訴訟および紛争解決においてクライアント企業を代理する。各組織の目標とリスク許容度を的確に把握した上で、クライアントの優先事項を理解するために献身的に支援することでクライアントの信頼を得ている。笹本弁護士は、紛争に絡む金額が何十万ドルから何百万ドルもの高額に及ぶような雇用法関連および商事訴訟案件についても助言してきた。

差別、報復、ハラスメント、不当解雇、賃金・労働時間に関する法律違反、競業禁止条項の履行などに関する雇用訴訟事件において、連邦・州裁判所および行政機関で雇用主を防御し代理する。また、経営幹部の雇用契約書・退職合意書・人事規則を作成し、従業員の休暇・休職、ハラスメント調査、および横領などの不正行為に関する法的措置においても長年の経歴を持つ。さらに、人員整理やリストラでも法的支援を提供する。笹本弁護士は、ハラスメント防止、法令遵守およびビジネス倫理に関する教育・指導に力を入れており、これらのトピックによるセミナーを頻繁に行なっている。

加えて、商事訴訟手続または独占禁止法、ライセンス供与および知的財産などに関する連邦政府機関での行政処理・手続においてもクライアント企業を代理する。代理店紛争、業者との契約解除、保証違反、商標の侵害および営業秘密の不正開示に関わる、大規模かつ複雑な訴訟案件を多数手がけ、クライアントにとって有利な結果を導いてきた。優れた文章力と磨き上げられたコミュニケーション・スキルを活かしながら、各クライアントに満足していただけるリーガル・サービスを提供している。

Education

ワシントン大学卒業, J.D., 1980
イリノイ大学卒業, B.S., 1977

Admissions

イリノイ州弁護士資格
連邦地方裁判所イリノイ州北部地区活動資格
連邦第7、10巡回区控訴裁判所活動資格

Practice Areas

雇用／労働法／福利厚生
訴訟
商事／競争／取引
知的財産テクノロジー

Languages

英語

所内のダイバーシティ＆インクルージョン委員会の主任を務めるほか、雇用法や商事訴訟に関わる問題について著作物を多数発行し、講演活動も積極的に行っている。当事務所に入所する前は、米国法務省独占禁止法部の第一審裁判所弁護士を務めていた。

Experience

- RICO法およびコモンローに基づく不正行為、ならびに契約違反を理由に訴えられたクライアントを代理し、仲裁手続により有利な結果に導いた。本事件の発端は、原告会社の倒産および精算であったが、原告は、クライアントに４億５千万ドルを超える損害賠償金を請求し、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所で訴訟を提起した。最終的に、両当事者間の契約規定によりイリノイ州で仲裁手続が行われ、原告はクライアントに対する本請求を取り下げた。（2018年9月）
- 外資系企業に解雇された従業員が、同企業（雇用主）は、その駐在員を優遇することで出身国による差別をしていたと主張して連邦裁判所で提訴した。企業を代理し、正式事実審理を経ることなく雇用主にとって有利な判決を獲得した。
- 米国企業改革法の内部告発者保護条項に基づき提起された訴訟事件で、10日間継続した正式事実審理(trial)において、主席弁護士として前任最高財務責任者(CFO)を代理した。
- クライアント企業の社長に対して開始された重大なセクハラの申立を調査した。その結果、社長を解任することで、従業員および元社長からの損害賠償請求を回避することができた。
- 商標権侵害を理由に提訴された機器メーカーを防御し、同メーカーに対して予備的差止命令による救済を獲得しようとする原告の試みを退けた。本事件は第一審で棄却されたため、原告は連邦第7巡回区控訴裁判所に控訴したが、同裁判所はかかる棄却を支持した。
- オハイオ州の関連会社と共に、テネシー州において、公正労働基準法(FLSA)に基づくコレクティブアクションで訴えられることが推定された製造業者を代理した。同関連会社に対する本事件を却下させると共に、本訴訟事件におけるクラス（集団）が認定される前に本コレクティブアクションでの和解を成立させた。
- 年齢差別を理由にニュージャージー州の日系企業が提訴された事件で、同社を代理した。日米友好通商航海条約に関する豊富な知識と経験を活かして争点を主張し、調停手続を通じてクライアントに有利な条件で調停合意を成立させた。
- 解雇した従業員から家族介護休暇法(Family and Medical

Leave Act)に基づく妊婦差別と同法の違反があったとして訴えられた物流会社を代理し、雇用主に対する請求を訴因全項目について棄却させた。

- 外資系工作機械製造会社が、米国子会社の元社長に対して商標侵害に関する訴訟を提起した際に、暫定的差止命令を勝ち取った。
- 外資系自動車部品製造会社に解雇された従業員が、ミシガン州法に基づき障害者差別の請求をした訴訟事件において、陪審員による正式事実審理で同製造会社を防御し、勝訴に導いた。
- 外国政府を代理し、雇用機会均等委員会(EEOC)およびイリノイ州人権保護局(Illinois Department of Human Rights)に対し、全ての請求を却下させた。

Distinctions

- イリノイ州「*Super Lawyers*」　2005年度～2011年度、2020年度～2024年度